

○農林水産省告示第六百五十四号

農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）第九条第四項の規定に基づき、農地法第四条第一項に規定する指定市町村の指定に関する告示（令和元年十二月二十日農林水産省告示第千六百九十四号）の一部を次のように改正する。

令和四年三月三十一日

農林水産大臣 金子原二郎

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後			
(略)	岐阜県	(略)	都道府県名
(略)	岐阜市 大垣市 可児市 大野町 池田町 北方町	(略)	指定市町村名
(略)	平成二十八年十月一日 平成二十九年七月一日 令和元年七月一日 令和三年三月一日 令和四年六月一日 令和二年四月一日	(略)	指定の効力発生の日
改正前			
(略)	岐阜県	(略)	都道府県名
(略)	岐阜市 大垣市 可児市 大野町 北方町 (新設)	(略)	指定市町村名
(略)	平成二十八年十月一日 平成二十九年七月一日 令和元年七月一日 令和三年三月一日 令和四年六月一日 令和二年四月一日 (新設)	(略)	指定の効力発生の日

附 則

この告示は、公布の日から施行する。